令和 6 年度香川県農林水産物の 安全・安心確保計画

目 次

1	基本	的な方	向等		•		•		•	•	•	• •	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
2	生産:	者等の	自主	的な	取	組み	いに	係る	i 指	導	事项	頁・		•					•	•	•			1
3	県の	指導·	監視	にお	sけ.	る重	点	事項	[•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
4	関係	部局•	機阝	目と	の追	車携	の	確保	そに	関	す	る	事項	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	その	他必要	見な事	耳項	•		•				•		• •	•				•	•	•	•	•	•	2
6 (1	実施 」)農				•		•		•				•	•				•	•	•	•			3
(2	2) 畜	産物・			•		•		•	•	•		•	•	•		•	•		•	•			5
(3	3) 水	産物・			•		•		•	•	•			•			•			•				8
(4	l)食ı	品表示	• •		•		•		•		•			•			•	•		•	•		•	11
【参	珍考】)	農林水	産物	の安	全	• 妄	: :心	確係	戻に	係	るが	色害	需要	因	等。	上主	Eな	対	策	•			•	12

1 基本的な方向等

(1) 基本的な方向

県民が安心して食生活が送れるよう、「香川県食の安全・安心基本指針」に基づき、農林水産物の安全・安心確保に関する各種施策の方向性を示し、安全で安心な農林水産物の生産、流通、販売等を確保する。

(2) 食品関連事業者、行政の責務及び消費者の役割

農林水産物の安全・安心の確保は、生産者をはじめとする食品関連事業者や行政、消費者が、それぞれの責務や役割を果たすことが重要である。

生産者等は安全・安心な農林水産物を生産・供給し、県はその指導・監視と生産者の自主的な取組みを支援する。

また、消費者は食の安全・安心の確保に向けた施策について意見を表明する。

(3) 流通段階の食品安全規制との連携

指導・監視について、生産段階では農林水産物の生産振興部局、流通段階では食品安全 規制を所管する食品衛生担当部局が行い、互いに連携して、生産現場から食卓までの安 全・安心の確保に努める。

2 生産者等の自主的な取組みに係る指導事項

(1) 食の安全・安心に関する正しい知識の習得

生産者等が食の安全に関する危害の発生と防止対策を理解し、安全・安心な農林水産物の生産・供給を促すため、各種講習会を開催し、正しい知識の修得を促進する。

(2) 生産資材の適正使用、衛生管理の徹底

農薬や肥料の適正かつ安全な使用を推進するため、防除・施肥基準等を作成し、使用基準を遵守するよう指導する。

また、動物用医薬品や飼料について、国の定めた使用基準を遵守するよう指導する。

(3) 生産・栽培履歴の記録と情報の公開

農薬や動物用医薬品等の生産履歴の記帳やトレーサビリティシステムの整備を促進し、 市場関係者等や消費者への情報の開示等を推進する。

(4) 残留農薬等の自主検査

生産者団体による残留農薬や残留動物用医薬品等の自主検査を促進する。

3 県の指導・監視における重点事項

(1)農産物

農産物については、農薬の販売者や使用者、肥料の製造工場への立入検査を行うなど、 無登録の農薬・肥料の販売や使用などの取締りを徹底し、併せて、農薬使用基準の遵守に ついて指導する。

さらに、生産段階でのリスク管理を目的とした農業生産工程管理 (GAP) の導入支援 や指導を行うとともに、生産履歴を追跡・遡及するためのトレーサビリティシステムの 導入や運用について支援・指導を行う。

(2) 畜産物

畜産物については、生産農家に対して動物用医薬品等や飼料の適正使用を指導すると

ともに、動物用医薬品等の製造・販売業者、使用者への立入検査などの取締りを徹底する ほか、畜産物の残留検査を実施する。

また、家畜伝染病の発生及びまん延防止のため、「家畜の飼養衛生管理基準」の遵守を 指導するとともに、異常家畜や家きんを発見した際の早期通報の徹底を行うほか、生産 衛生管理として、牛で行っているトレーサビリティシステムに準じて、豚肉や鶏肉、鶏卵 においても移動履歴などの情報管理の導入を推進する。

(3) 水産物

水産物については、海面養殖魚を中心に養殖関係漁協に対して動物用医薬品や養殖資機材等の適正使用を指導するとともに、動物用医薬品や飼料の販売者、使用者、飼料の製造工場への立入検査を行うなど、取締りを徹底する。

さらに、動物医薬品等の使用者に対し、使用基準遵守の指導を徹底するとともに、養殖 記録の整備とトレーサビリティシステムの導入を推進する。

(4) 食品の適正表示

食品表示については、食品関係事業者への説明会等により、適正表示を普及啓発するとともに、巡回調査や食品表示 110 番などの情報に基づく立入検査等により、指導・監視の強化を図る。

4 関係部局・機関との連携の確保に関する事項

流通・製造段階との連携を確保するため、庁内の関係部局と高松市保健所で構成する香川県食品安全連絡会議を中心に連携体制を確保するとともに、国に対しては、中国四国農政局及び同香川県拠点等との密接な連携を図る。

特に、無登録農薬や未承認動物用医薬品の使用、農薬及び動物用医薬品の不適切な使用や安全規制に違反していると疑われる場合は、健康福祉部に情報提供するとともに、残留農薬等の検査結果は全て把握し、必要に応じて、生産者に対する改善指導を行う体制を整備する。

また、食肉や食鳥肉の安全性を確保するため、食肉衛生検査所や家畜共済組合等との間で、病歴や動物用医薬品等の投与履歴の情報の共有化を図る。

5 その他必要な事項

農薬の散布回数の削減技術や、家畜及び養殖魚類について、より安全な疾病予防や飼養 管理技術の研究を行う。

また、農薬登録のない作物の農薬適用の拡大や新しい魚種に対する医薬品の承認に係る 試験研究を行う。

野生鳥獣(イノシシ等)に起因する動物由来感染症や食中毒の発生を防止するために、「香川県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」や厚生労働省が作成した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」に基づき、衛生的で安全な取扱い等について周知や啓発を行う。

6 実施計画

県が行う指導・監視及び生産者等の自主的な安全・安心の確保対策の実施に係る指導については、以下のとおりとする。

1 農産物

(1)農薬の適正な使用

○残留農薬検査

生産者による農薬使用状況の記帳について、農業団体が回収・点検し、市場出荷する前に残留検査を行う体制整備が図られるよう指導する。

○適正使用の指導徹底

農薬販売者や使用者を対象とした講習会を実施するとともに、生産者団体と連携して、主要作物の防除暦を作成し、農薬の安全かつ適正な使用を指導する。

○販売者・使用者への調査、立入検査

農薬取締職員が農薬販売者・使用者へ立入検査を行うとともに、農薬の適正な使用 について調査指導を行う。

○流通段階の監視

食品衛生法に基づき、卸売市場や販売店等で県産農産物を抜き取り、残留農薬検査を行う。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4年度実績	
		()は12月末実績		
残留農薬検査	400 検体	400(324)検体	442 検体	
農薬危害防止講習	200 人	200(131)人	121 人	
農薬使用者の指導講習	750 件	750(147)件	251 件	
農薬販売者への調査・立入検査	120 件	120(90)件	120 件	
農薬使用者への調査	450 件	450(233)件	361 件	
県内流通の県産青果物の残留	39 検体*	39(28)検体*	39 検体*	
農薬検査	33 /火 4 🌴	33(∠0)/快 件 ↑	33 (尺)	

(*は高松市保健所分を含む)

(2)肥料の適正な生産・流通

肥料の品質確保のため、普通肥料の登録、特殊肥料の届出を徹底し、成分分析を行う ほか、適正な肥料販売について、販売者への調査・立入検査を行う。また、有害成分混 入防止のため、特殊肥料等の届出時に内容確認するほか、製造施設等への調査・立入検 査を行う。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4年度実績
		()は12月末実績	
肥料販売者への調査・立入検査	3 か所	3(0)か所	6 か所
肥料製造工場等への調査・立入 検査	3 か所	3(0)か所	1 か所

(3)農用地の土壌汚染防止

土壌中のカドミウムや銅、亜鉛について、県内8地点において定点調査を実施するほか、有害物質による汚染の恐れがある場合は、適宜、土壌分析を行う。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4年度実績
		()は12月末実績	
土壌中のカドミウム等重金属	のか正	0(0)かぼ	0 か正
の定点調査	9 か所	9(9)か所	8 か所

(4) 赤かび毒対策

かび毒を産出する麦類赤かび病のリスク低減のため、発生予察に基づく的確な防除 指導や収穫・乾燥・調製段階での被害粒の混入防止対策の推進を行うとともに、毒素 の自主検査や農産物検査の受検などを推進する。

(5)農産物の安全性確保

○農業生産工程管理(GAP)の推進

生産段階ごとにリスク低減対策等を自主管理する方法である GAP を普及させるため、各産地で GAP について啓発するとともに、 GAP 認証取得の拡大に向けた支援体制を整備する。

○トレーサビリティの推進

農業団体による生産履歴情報のデータベース化のため、生産者に生産履歴の記帳・保存を啓発するとともに、集荷担当者等に危機管理としての重要性を指導する。また、消費者への情報提供などにより、実効性のあるトレーサビリティシステムの確立の指導・支援を行う。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4 年度実績	
		()は 12 月末実績		
国際水準GAP認証取得数	22 件	22件(16件)	19 件	
生産履歴情報提供対応の青果	100%	100(-)%	100%	
物産地数の割合	100 %	100(-)%	100%	

2 畜産物

(1)動物用医薬品の適正な使用

○適正使用、生産履歴の記録等

生産者団体等による生産農家への動物用医薬品の適正使用や使用状況の記録保存への啓発、医薬品に頼らない飼養管理技術の普及などを促進する。

○適正使用の徹底の指導

動物用医薬品の適正使用のため、製造・輸入・販売を行う業者を監視するとともに、 使用者には動物用医薬品の使用基準を遵守するよう指導する。

○販売業者、使用者への調査・立入検査

販売業者に立入検査を行い、動物用医薬品の適正な販売・管理について監視、指導を行うとともに、使用者の使用や記録の状況について調査・立入検査を行う。

○流通段階の監視

食品衛生法に基づき、と畜場等で動物用医薬品の残留検査を行う。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4年度実績
		()は12月末実績	
生産者団体での指導、研修会	10 回	10(25)回	11 🛽
動物用医薬品の残留検査指導	10 戸	10(0)戸	10 戸
動物用医薬品の販売業者への	30 店舗	20(22) 庄紺	10 店舗
立入検査	30 冶丽	30(22)店舗	19 店舗
動物用医薬品の使用者への調	100 か所	100(51)か所	59 か所
查立入検査	100 13.151	100(31) // ///	ולקינו פט
流通段階での残留検査検体数	111 検体*	111(81)検体*	112 検体*

(*は高松市保健所分を含む)

(2) 飼料、飼料添加物の適正な生産・流通・使用

○飼料製造・販売業者への立入検査

飼料製造業者等への立入検査や監視、飼料の肉骨粉の混入検査を行う。

○適正使用の指導

生産者団体等と連携して、飼料の適正使用を指導するとともに、使用状況の記録、保存を指導する。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4年度実績
		()は 12 月末実績	
飼料製造業者への立入検査	10 かご	10(0) かに	ルムに
(養魚用飼料含)	10 か所	10(9)か所 	4 か所
飼料販売業者への立入検査	10 かご	10(0) かに	2 かだ
(養魚用飼料含)	10 か所	10(8)か所	2 か所
飼料工場での肉骨粉の混入検	3 銘柄	2/2)经标	1 銘柄
查	3 函型	3(3)銘柄	1 运行作为
使用者への啓発	1 🗇	1(2)回	0 回

(3) 家畜伝染性疾病、BSE、衛生管理、トレーサビリティシステム、放射性物質、環境に 配慮した生産活動

○生産者等による自主的な衛生管理の推進

鳥インフルエンザなどの伝染病等の侵入、疾病発生を防止し、衛生的で安全・安心な生産システム(GAPやHACCP)を構築する。

また、細菌汚染や抗菌剤の残留などを排除するため、「衛生管理ガイドライン」の遵守と動物用医薬品の適正使用を指導することにより、衛生管理の普及に努めるほか、 牛肉トレーサビリティの実施とともに、牛肉以外の豚肉や鶏肉、鶏卵などについても、 トレーサビリティシステムの導入を推進する。

○生産農家等への立入検査、モニタリング調査

家畜伝染病予防法に基づき、生産農家への立入検査を実施したほか、家畜の飼養衛生管理基準の遵守指導を徹底し、伝染性疾病に対する発生予防やまん延防止に万全を期する。

特に、高病原性鳥インフルエンザの侵入防止のため、家きん農場について、モニタリング調査や毎月死亡羽数の状況報告を徹底し、防疫体制を強化する。

○家畜伝染病防疫対策

近年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発生を踏まえ、家畜伝染病の発生を防及びまん延防止対策が迅速かつ的確に講じられる体制を構築する。

○BSE検査

「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づき、全月齢において死亡前に BSE の特定症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の届出の徹底と BSE 検査を実施する。

○流通段階の監視

衛生的で安全な食肉のみが市場に流通するよう、管内と畜場等に搬入される獣畜 の検査を実施する。

また、消費者の不安を払しょくするため、管内と畜場で処理された牛肉を対象として、放射性物質のモニタリング検査を実施する。

○環境に配慮した生産活動

家畜排せつ物の適正な管理、堆肥生産が行われるよう指導・監視するとともに、家 畜堆肥の利用を促進させ、資源循環型農業を推進する。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4 年度実績
		()は 12 月末実績	
	牛 55,000 頭	牛 55,000 頭	牛 58,103 頭
		(30,453 頭)	
 家畜伝染性疾病立入検査頭数	豚 26,000 頭	豚 25,000 頭	豚 201,586 頭
		(97,967 頭)	
	鶏 8,000 千羽	鶏 8,000 千羽	鶏 6,360 千羽
		(8,000 千羽)	
家きん農場・モニタリング調査	6 戸	6戸(6戸)	6 戸
	口蹄疫・ASF・	口蹄疫・ASF・	口蹄疫1回
家畜伝染病防疫演習の実施	CSF 1 回	CSF 2(3)回	ASF ⋅ CSF 3 □
	鳥インフル 4回	鳥インフル 3(2)回	鳥インフル2回
家畜伝染病防疫資材の備蓄	2 日分	2 日分(2 日分)	2 日分
死亡牛 BSE 検査	40 頭	100(61)頭	85 頭

3 水産物

(1) 水産用医薬品の適正な使用

○生産者団体による残留検査や啓発の促進

生産者団体が実施している水産用医薬品の残留検査を促進し、養殖業者に対する水産用医薬品の適正使用についての啓発や使用状況の記録・保存の指導などを促進する。

○適正使用の指導徹底

養殖関係漁協を巡回し、水産用医薬品の適正使用の徹底や日誌記帳などの指導を行う。

○販売者、使用者への調査、立入検査

販売業者に対し立入検査を行い、水産用医薬品の適正な販売・管理について、指導、 監視を行う。また、使用・記録の状況を確認するなど使用者への調査を強化する。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4年度実績
		()は12月末実績	
生産者団体による指導・研修会	1 回	1(0)回	1 🗆
水産用医薬品の残留検査対象	4 種	4(4)種	4 種
魚種数			
水産用医薬品の残留検査検体	7 検体	7(7)検体	7 検体
数			
巡回や文書による指導の実施	10 回	10(13)回	10 回
動物用医薬品の販売業者への	30 店舗	30(22)店舗	19 店舗
立入検査(再掲)	30 冶	30(22)/占部	13 /白 冊
水産用医薬品の使用者への調	145 戸	148(145)戸	145 戸
查			

(2) 養魚用飼料の適正な使用

○適正使用や使用状況の記録等

生産者団体による養殖業者に対する飼料の適正使用についての啓発や使用状況の 記録・保存など、自主的な取組みを促進する。

○適正使用の指導徹底

生産者に対して飼料の適正使用を指導するとともに、使用状況の記録・保存を指導する。

また、飼料の放射性物質については、国の通知等に基づき指導を行う。

○飼料製造・販売業者への立入検査

飼料製造業者等への立入検査や監視、飼料の品質検査等を行う。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4年度実績
		()は 12 月末実績	
養殖用飼料の使用記録の指導	10 🗔	13(13)回	10 🗔
回数	10 回	12(12)旧	10 回

(3) 漁網防汚剤、酸処理剤、漁場環境、環境に配慮した生産活動

○漁網防汚剤、酸処理剤の適正使用の指導徹底

関係団体と連携の下、県漁連が行う養殖魚の有機スズ化合物残留検査の取組みやノリ酸処理剤適正利用の指導を促進し、適正使用の徹底を図る。

○化学物質等の残留検査

環境中のダイオキシンが体内に蓄積された養殖魚は、食品としての安全性が損なわれることから、県漁連が行う自主検査の取組みを促進する。

○漁場環境の水底質調査

養殖場の環境調査(水質: COD、底質: COD、硫化物)を実施し、環境に配慮した生産活動を促進する。

○貝毒対策

二枚貝の毒化状況を監視し、毒化した場合は毒性検査を実施するとともに、生産出荷の自主規制を徹底する。

○環境に配慮した生産活動

養殖方法の指導を行い、環境に配慮した生産活動を推進する。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4年度実績
		()は 12 月末実績	
養殖魚の有機スズ化合物の残 留検査数	6 検体	6(6)検体	6 検体
酸処理剤使用記録の指導	66 経営体	全経営体 (66 経営体)	66 経営体
養殖魚のダイオキシンの残留 検査数	7 検体	7(7)検体	7 検体
水質・底質調査漁場数	60 漁場	60(41)漁場	76 漁場
指導文書の通知	1 🗆	1(1)回	1 🗆
プランクトンモニタリング調 査 貝毒検査検体数	12 回 70 検体	14(5)回 79(22)検体	13 回 68 検体
香川県水産審議会栽培養殖流 通部会の開催	1 🗓	1(0)回	1 回

(4) トレーサビリティの推進

○養殖履歴の作成

県漁連や販売業者に対応した養殖履歴の作成と出荷時の添付を推進するとともに、 より効率的な履歴情報の提供などを促進する。

○トレーサビリティシステムの推進

県海水組合、県漁連を中心に、関係漁業者が一体となって取り組む養殖魚のトレーサビリティシステム構築を支援し、適正な情報公開に向けた指導を行う。

4 食品表示

○適正な表示の実施に向けた指導体制

食品の適正な表示について、各担当部局における指導体制の強化を図るとともに、 庁内の関係部局と高松市保健所で構成する「香川県食品安全連絡会議食品表示部会」 において、連携、調整を行う。

○消費者からの情報の収集

消費者からの表示に関する情報・相談の受付窓口として食品表示 110 番を開設し、不適正な表示については調査を行い、改善の必要がある場合は指導等を実施する。

○普及啓発

食品関係事業者の依頼等により、適正な食品表示についての説明会等を実施する。 また、県ホームページにて、食品表示に係る制度改正等の情報発信を行うとともに、 食品関係事業者自身で食品表示が適正であるか確認できる「セルフチェックシート」 を掲載する等、食品関係事業者に対して、適正な表示に係る意識啓発を行う。

○品質表示の適正化への取組み

店舗等への計画的な巡回調査や、食品表示 110 番への情報などに基づく調査や立入 検査、表示違反の疑いのある食品についての DNA 鑑定等を実施し、品質表示の適正化 を推進する。

○米トレーサビリティ制度の取組み

米トレーサビリティ法の施行に基づき、米穀等の取引記録の作成保存、消費者への 産地情報の伝達等が義務づけられたため、米穀事業者等への指導監視業務の強化、制 度の周知・普及活動を推進する。

項目	6 年度計画	5 年度計画	4 年度実績
		()は12月末実績	
食品表示110番による情報窓口設置	継続	継続 (4 件)	3 件
食品関係事業者等に対する説明 会等	適宜実施	適宜実施(14 回)	7 回
食品表示法(品質事項)に係る定 期的な店舗の巡回・調査	20 か所	20(19)か所	20 か所
米トレーサビリティ法に係る店 舗の調査・指導等	100 か所	100 (59) か所	60 か所

【参考】農林水産物の安全・安心確保に係る危害要因等と主な対策

ΕZΛ	危害要因	主	な対策
区分	(関係法令)	生産者等の自主的な取組み	県の指導・監視
'	農薬	・残留農薬検査	・適正使用の徹底、生産履歴の確認指導
	(農薬取締法)	・トレーサビリティシステム	・販売者・使用者への立入検査
		の確立	・農業生産工程管理(GAP)の推進
	肥料		・製造工場・販売者への調査・指導・立
	(肥料の品質の		入検査
	確保等に関する		・G A Pの推進
	法律)		
	かび毒		・赤かび病の発生抑制指導
			・発生状況調査及び混入防止指導
			・GAPの推進
	病原性微生物		・GAPの推進
	土壌汚染(※1)		・土壌中の重金属の定点調査
	動物用医薬品	・動物用医薬品の使用状況の	・適正使用の徹底の指導
	(% 2)	記録・保存	・販売者・使用者への立入検査
	소크 사기 소크 사기 소프 누고 나는		· 残留検査
畜産物	飼料・飼料添加物		
	(%3)	する記録・保存	・生産者への適正使用指導 ・生産農家等への立入検査、家畜の飼養
	家畜伝染性疾病	・衛生的な飼養管理施設の整	
	(%4)	備 ・家畜の衛生管理ガイドライ	衛生管理基準の遵守、モニタリング調 査
	B S E (※5)	・	・防疫演習
	衛生管理、トレー	・トレーサビリティシステム	
	サビリティ、 放射性物質	の導入	・トレーサビリティシステム運用管理の
		·/ +/ \	支援
			・と畜場等での食肉の検査
			・GAPとHACCPの推進
	水産用医薬品	・使用に関する記録・保存	・適正使用の徹底
	(%2)	・残留検査	・販売者・使用者への立入検査
	養魚用飼料	・使用に関する記録・保存	・製造、販売業者への立入検査
	(%3)		・生産者への適正使用の徹底
	漁網防汚剤、酸処	・酸処理剤の適正使用と使用	・漁網防汚剤、酸処理剤の適正使用の徹
水	理剤	に関する記録・保存	底
水産物		・有機スズ化合物、ダイオキシ	
		ンの残留検査	
	貝毒		・定期調査の実施
	トレーサビリテ		・トレーサビリティシステム導入の推進
	ィシステム	・トレーサビリティシステム	
	/A D + - \ D	の構築	
食	(食品表示法、景	・食品表示研修会の開催	・食品表示 110 番などによる情報収集
品	品表示法、米トレ		・食品関係事業者等への普及啓発
表	サ法)		・計画的な店舗等の巡回調査
示			・食品表示110番等からの情報に基づく
			立入検査等

- ※1 農用地の土壌汚染防止等に関する法律
- ※2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧名 薬事法) ※3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)

- ※4 家畜伝染病予防法 ※5 牛海綿状脳症対策特別措置法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法